

令和3年3月

奨学生のしおり

白河市教育委員会

奨学生のみなさんへ

- ◇この「奨学生のしおり」は、白河市教育委員会（以下、「市教委」という。）の奨学資金の貸与を受ける人に読んでいただくために作成した資料です。
- ◇奨学生とは、奨学資金の貸与を受ける人のことです。
- ◇入学したときの初心を忘れることなく、健康に留意し、途中でくじけることのないよう学業に励んでください。
- ◇この奨学資金の財源は、市の公金のほか、卒業した奨学生からの返還金等により賄われています。
- ◇市教委は、みなさんが教養を深め、卒業して将来社会に貢献できることを期待いたします。

申請から返還までの流れ

1. 本人からの申請
- ↓
2. 選考審査会における審査
- ↓
3. 採用の決定
- ↓
4. 決定通知書の受け取り
- ↓
5. 入学・在学証明書等の提出
- ↓
6. 奨学資金の交付（年4回）
（5月、7月、10月、1月に口座振込）
- ↓
7. 進級時に在学証明書の提出
- ↓
8. 貸与終了
（卒業等）
- ↓
9. 借用証書・返還明細書等を提出
- ↓
10. 返還開始
（口座振替による納付）
- ↓
11. 返還終了
（全額返還）

目 次

I. 奨学生の心得	1
II. 奨学生の決定	2
III. 奨学資金の貸与	3
IV. 奨学資金の交付	4
V. 進学と奨学資金	5
VI. 在学証明書の提出	6
VII. 奨学生の異動	7
VIII. 借用証書と返還明細書	8
IX. 奨学資金の返還	9
X. 返還の一部免除制度	10
◎ 各様式	11
○氏名・住所変更届出書	
○休学・退学・復学・停学届出書	
○転学届出書	
○連帯保証人変更届出書	
○奨学資金返還猶予願	
○奨学資金返還免除願	
○就労証明書	

I. 奨学生の心得

1. この「奨学生のしおり」には、奨学生として採用され、貸与が開始されてから、終了までの在学中の諸手続きと、返還にあたっての注意などが記載されています。全体を通してよく読み、内容を理解してください。

例えば、学校を休学、復学した場合、または、奨学資金の辞退や住所の変更等があった場合には、それぞれ届出の手続きが必要となります。

奨学資金が全額返還となるまでは、自身で手続きを行うこととなりますので、変更や異動があった場合には、巻末の様式を作成いただき、市教委へ提出してください。

2. 奨学資金は原則として年4回、3ヶ月分をまとめてあなたの口座へ振り込みます。

奨学資金の振込月は、5月、7月、10月、1月で、基本的に第1週目の金曜日となっています（祝日等で変更となる場合があります。）。振り込まれた奨学資金は、預金通帳を記帳のうえ確認してください。

Ⅱ. 奨学生の決定

「奨学生決定通知書」は、あなたの白河市奨学生としての資格を証明するものです。記載事項に誤りがないか確認し、誤りがあった場合には、市教委まで申し出てください。

また、奨学生決定通知書に記載されている奨学生番号は大切な番号ですので、取扱いに注意してください。

Q 1. 奨学生番号は、どのような意味があるのですか？

A. 奨学生番号は、奨学資金の貸与期間中及び返還終了までの間、あなたが市教委へ問い合わせる際に使用する大切な番号です。

また、市教委へ届出を提出する場合に記載漏れや記入間違いがあると奨学資金が振り込まれない場合があります。

Q 2. 貸与期間は、いつまでですか？

A. 貸与期間は、正規の修学年数です。なお、休学などがあった場合には、奨学資金の貸与を休止します。詳しくは、「Ⅶ. 奨学生の異動」をご覧ください。

Ⅲ. 奨学資金の貸与

奨学資金の貸与は、「白河市奨学資金貸与条例」に基づいております。

Q 1. 奨学資金の月額を途中で変更することはできますか？

A. 月額の貸与額は変更できません。

Q 2. 市教委の奨学資金を受けていますが、さらに他の団体や自治体等の奨学資金を受けるとはできますか？

A. 市教委は、国、県又は他の団体から同種の奨学資金の貸与を受けるとを禁止しています。そのような場合には、どちらの奨学資金を受けると判断して決めてください。ただし、国、県又は他の団体の給付型奨学資金との併用は可能です。

なお、奨学資金の重複受給（貸与）があった場合には、当初から遡及して奨学生の資格を取り消し、貸与額を全額返金いただくこととなります。

Q 3. 学校を退学しましたが、奨学資金が既に振り込まれてしまいました。どのようにすればよいですか？

A. 退学等で奨学生資格がなくなる場合は、直ちに市教委に連絡し、必要な手続きを行ってください。

なお、奨学生の資格がなくなった後に振り込まれた奨学資金については、市教委に返金しなければなりません。

IV. 奨学資金の交付

市教委が、あなたが決めた口座に奨学資金を振り込むことを交付といいます。
なお、原則5月、7月、10月、1月の月上旬に交付します。

Q 1. 奨学資金の振り込みの際に通知があるのですか？

A. 市教委から当初の決定通知書送付の際に振込日を記載して通知いたします。
振込の都度通知することはいたしません。振込月になりましたら、通帳を記帳
のうえ確認してください。万が一、不明な点があった場合には、直ちに市教委
まで問い合わせてください。

在学証明書等の提出が遅れたり、復学の異動があったりした場合などは、手
続き等が完了となってから振り込みとなります。

Q 2. 振り込みとなる口座は、市内金融機関のみですか？

A. 振込口座は、国内金融機関であればどこでも可能です。また、ゆうちょ銀行
やネットバンクなども可能です。ただし、必ず申請の際には、通帳の写し等、
金融機関コード及び通帳番号がわかる書類を添付ください。

V. 進学と奨学資金

Q 1. 現在、高校生で奨学資金の貸与を受けていますが、将来、大学に進学することを考えております。奨学資金は、引き続き貸与を受けることはできますか？

A. 進学した後は、継続して貸与はいたしませんので、改めて手続きが必要となります。また、高校生として貸与を受けていた方で、進学を希望している場合は、Q 2 の手続きが必要となります。

Q 2. 将来大学に進学した時、高等学校・専修学校（高等課程）等で貸与を受けていた奨学資金の返還はどのようになりますか？

A. 進学した場合には、「奨学資金返還猶予願」の提出により返還の猶予（返還開始を先延ばし）をすることができます。進学した場合には、早急に「奨学資金返還猶予願」と「在学証明書」を市教委まで提出してください。

なお、奨学資金返還猶予願は1年単位での申請となりますので、卒業まで継続的に申請してください。その後、進学した学校を卒業すると返還猶予期間が終了となり、卒業後6ヶ月経過後から返還開始となります。

また、高等学校と大学の両方で貸与を受けていた場合には、それぞれの奨学資金について返還の手続きが必要となります。

VI. 在学証明書の提出

奨学資金の交付を受けている奨学生は、学校等に在学している間、毎年4月に在学証明書の提出が必要になります。

Q 1. 在学証明書の提出は、どのようにすればよいですか？

A. 「在学証明書」は、毎年4月に市教委に提出してください。なお、提出についての案内を3月に通知いたします。

Q 2. 各証明書を提出しなかった場合にはどのようになりますか？

A. 期限内に提出が無い場合には、交付を停止することになります（本来の期限に振込みをいたしません）。
なお、提出の遅れが予想できる場合には、市教委まで事前に連絡ください。

Q 3. 奨学資金の継続を希望しない場合は、どのようにすればよいですか？

A. 休学や退学の場合など、その理由によって手続きが必要となりますので、希望しない場合には市教委まで連絡ください。

Ⅶ. 奨学生の異動

異動とは、奨学生の資格等に何かしらの変動があったことをいいます。異動があった、または、予定している場合には直ちに手続きが必要となります。

それぞれの事由について、巻末の様式を作成いただき、市教委へ提出ください。

Q 1. 氏名・住所が変更した場合にはどのような手続きが必要になりますか？

A. 氏名や住所を変更したときには、「氏名・住所変更届出書」を市教委まで提出してください。

Q 2. 在学中ですが、休学又は退学する場合にはどのような手続きが必要になりますか？

A. 学校等を休学又は退学などの異動があった場合には、「休学・退学・復学・停学届出書」と添付書類を提出してください。

また、転学をした場合には、「転学届出書」と在学証明書を提出してください。

【添付書類】

- ・休学、退学、停学の場合には、学校よりそれぞれの証明書
- ・復学の場合には、在学証明書
- ・転学の場合には、新たな学校等より在学証明書

Q 3. 他の学校に転学するのですが、引き続き奨学資金を受けることはできますか？

A. 継続して受けられる場合がありますので、市教委まで連絡してください。

Q 4. 在学中に留学を考えています。留学期間中でも奨学資金の貸与を継続して受けることはできますか？

A. 在学学校の取り扱いにより異なります。ただし、休学しての留学であれば、貸与は停止となります。

VIII. 借用証書と返還明細書

奨学資金の貸与を受けた奨学生は、貸与が終了した際に「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」を必ず提出することになります。

この「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」には2名の連帯保証人が必要となります。

Q 1. 「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」の提出は、いつまでに提出することになりますか？

A. 貸与終了の月の6ヶ月後から返還が開始となります。なお、返還に必要な手続きについて、返還が開始する前に市教委より通知いたしますので、通知に従い期限内に手続きをしてください。

Q 2. 途中で奨学資金の貸与が終了した場合には、「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」はどのように提出すればよいですか？

A. 辞退や退学により奨学資金の貸与が終了した場合には、「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」を速やかに提出しなければなりませんので、市教委まで連絡してください。

Q 3. 連帯保証人はどのような人をお願いしたらよいですか？

A. 本市に住所を有する成年者で、独立の生計を営み、奨学資金の返還の責めを負うことのできる方2名をお願いしてください。

連帯保証人には、あなたが返還できない事情が生じたときに代わって返還する義務が生じます。あなたの所在が不明な場合や滞納が続く場合には、連帯保証人に対して照会をする場合があります。必ず本人の承諾を得た上で「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還明細書」に署名・押印をお願いしてください。

IX. 奨学資金の返還

奨学資金の貸与が終了すると返還の義務が発生します。皆さんからの返還金は、後輩の奨学生の奨学資金として直ちに活用されるものですから、自覚を持って必ず返還してください。

Q 1. 奨学資金の返還はどのように行いますか？

A. 返還は、貸与終了の月の6ヶ月後から開始します。貸与が終了しましたら、その後の手続きについて市教委より通知いたします。「白河市税等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」は市内の各金融機関に、それ以外の必要書類等は市教委に提出してください。

なお、返還方法は口座振替にて月賦することになります。

Q 2. 貸与期間が終了しましたが、上級学校に進学し、引き続き学生である場合には、いつから返還開始となりますか？

A. 返還者が引き続き学生である場合には、返還を猶予することができます。「奨学資金返還猶予願」と在学証明書を市教委まで提出してください。

Q 3. 返還者が災害、病気にて返還が困難となった場合にはどのようにしたら良いでしょうか？

A. 返還者が災害や疾病等により返還が困難となった場合には、届出により返還が猶予される場合があります。また、返還者が重度身体障害者となった場合や死亡した場合には、返還が免除される場合がありますので市教委までご相談ください。

Q 4. 返還金を滞納するとどのようになりますか？

A. 奨学資金の返還を怠ったときには、翌月に不納分を合わせた額を振替することになります。滞納が続く場合は、連帯保証人へ通知し、滞納金を請求することがあります。

なお、長期滞納者に対しては、期限の利益を喪失し、裁判所へ支払督促の申し立てを行うなど法的手段をとることがあります。

X. 返還の一部免除制度

大学または専修学校を対象とする奨学生で、本市に定住し就労するなど、一定の要件を満たしている場合、奨学資金の返還の一部を免除します。

Q 1. 返還の一部免除の対象となる一定の要件とは、どのような場合ですか？

- A. 以下の(1)～(5)の全ての項目に該当する場合に対象となります。
- (1) 平成17年4月1日以降に奨学資金の貸与を受けた
 - (2) 大学または専修学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から奨学資金の返還が完了する日までの間に5年以上継続して白河市内に住所を有している
 - (3) 白河市内に住所を有している間、5年以上就業している
 - (4) 奨学資金の返還未納がない
 - (5) 市税の滞納がない

Q 2. 免除額はどのくらいですか？

- A. 貸与を受けた時期により、以下のとおりです。
- (1) 平成17年度から平成25年度までに貸与を受けた場合
免除が決定した日の属する月の翌月1日時点における返還未済額の5分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
 - (2) 平成26年度以降に奨学資金の貸与を受けた場合
貸与を受けた総額の5分の1の額（100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）
- ※ ただし、免除額が申請した日の属する月の翌月1日における返還未済額を越える場合は、返還未済額を限度とします。

Q 3. 申請はどのように行いますか？

- A. 市教委あて事前に電話連絡のうえ、下記書類を提出してください。ただし、提出書類等により免除要件の可否が判断されるものであり、申請した全ての奨学生が該当するものではありません。
- (1) 奨学資金返還免除願
 - (2) 住民票（個人票）
 - (3) 納税証明書（滞納なし）
 - (4) 就労証明書
- ※ 上記書類で確認できない場合等は、その他事実を証する書類

氏名・住所変更届出書

令和 年 月 日

住 所
氏 名
電話番号



白河市教育委員会

下記のとおり変更しましたので届出いたします。

記

氏名変更

変更前氏名	
変更後氏名	

住所変更

変更前住所	
変更後住所	

【添付書類】

変更後の住民票又は変更が確認できる書類

休学・退学・復学・停学届出書

令和 年 月 日

奨学生番号 第 号

住 所

氏 名



電話番号

白河市教育委員会

下記のように休学・退学・復学・停学したので届け出します。

記

学 校 名	(学 部 学 科)
休学・退学・復学・停学月日	令和 年 月 日

【添付書類】

各届出における決定通知書等

転学届出書

令和 年 月 日

奨学生番号 第 号

住 所

氏 名 (印)

電話番号

白河市教育委員会

下記のように転学したので届け出します。

記

転学前

学 校 名			
学 部 学 科 名	学 部		学 科
在 学 学 年	学 年	令 和 年 月 日	ま だ

転学後

学 校 名			
学 部 学 科 名	学 部		学 科
在 学 学 年	学 年	令 和 年 月 日	よ り

【添付書類】

学校からの在学証明書等

連帯保証人変更届出書

令和 年 月 日

奨学生番号 第 号
住 所
氏 名 ⑤
電話番号

白河市教育委員会

下記のように連帯保証人を変更したいので届け出します。

記

変更前連帯保証人

氏 名	
住 所	

変更後連帯保証人

氏 名	⑤
住 所	白河市 電話 ()
勤 務 先 名 称	
勤 務 先 住 所	電話 ()

【添付書類】

- ・ 変更後連帯保証人の印鑑証明書
- ・ 変更後連帯保証人の前年度の市税の納税証明書

奨学資金返還猶予願

令和 年 月 日

白河市教育委員会

奨学生番号 第 号

本人住所

氏名

㊞

電話番号

連帯保証人住所

氏名

㊞

電話番号

連帯保証人住所

氏名

㊞

電話番号

- 1 返還金総額 円
- 2 返還済額 円
- 3 返還猶予を希望する額 円
- 4 返還猶予を希望する期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 5 返還猶予を希望する理由

【添付書類】

- ・ 在学証明書その他理由を証明することができる書類

奨学資金返還免除願

令和 年 月 日

白河市教育委員会

奨学生番号 第 号

本人 住所

氏名

印

電話番号

(遺族)

連帯保証人 住所

氏名

印

電話番号

連帯保証人 住所

氏名

印

電話番号

1 返還金総額 円

2 返還済額 円

3 返還免除を希望する額 円

4 返還免除を希望する理由

【添付書類】

- ・免除の理由を証明することができる書類

白河市教育委員会教育総務課

〒961-8602

福島県白河市八幡小路7-1

電話：0248-22-1111（内線2351）

FAX：0248-22-1143

<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>